政策条例の議員提案に取り組みます!!!

県議会では、議員提案による政策条例の制定の活発化を目指して、各会派から選出された委員による常設の「議員提案政策条例検討会議」を設置しました。

県は、県民の生活を守り、福利を向上させ、県政の課題を解決するため様々な政策を実施していますが、その手法として、公共事業等と並び大きな効果を期待できるのが政策条例です。

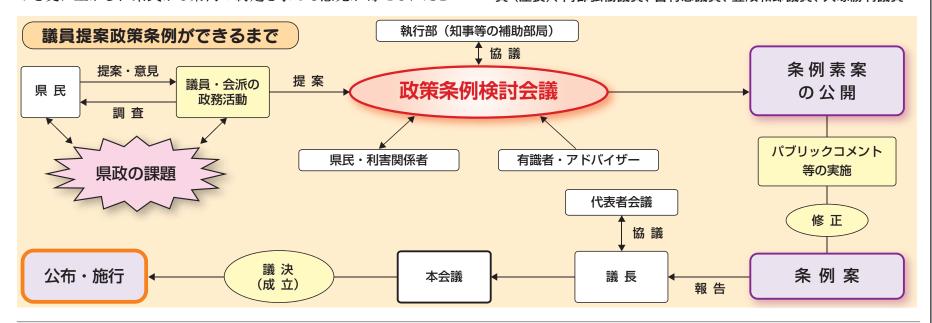
条例は、知事と議員のいずれもが提案でき、議会の議決によって制定されますが、知事の補助部局には、行政分野ごとに専門的な業務に従事する約7,500名の職員がいますので、専門的・技術的な知見を要する条例の立案に強みを持っています。一方、議員は、常に県民の身近なところで活動していますので、県民のニーズに迅速かつ的確に応える条例の立案に強みを持っています。※ただし、議員提案には、議員定数の12分の1以上(本県議会の場合8名以上)の賛成が必要です。

今回、常設の政策条例検討会議を設置することによって、この強みを更に生かし、県民から条例の制定を求める意見が寄せられたと

きは、速やかに、その実現の可能性や具体化に向けた検討が行えるようになり、条例の検討過程においても、随時、利害関係を有する県民の意見や提案を直接伺い、条例に反映させることが容易になります。今後、この検討会議を中心として、会派及び議員の政務活動による調査の成果や外部有識者の専門的・技術的知見も活用し、54名の議会事務局職員とともに、少数精鋭の体制で政策条例の立案に取り組んでまいります。



議員提案政策条例検討会議の委員(左から) 椛島徳博議員、神﨑聡議員、井上博隆議員、原中誠志議員、秋田章二議 員(座長)、阿部弘樹議員、吉村悠議員、壹岐和郎議員、大塚勝利議員



これまでに制定した議員提案政策条例に基づく取り組み状況

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例

(平成24年3月2日公布。平成27年3月3日改正)

【条例の概要】

- ○飲酒運転に関する条例として全国初の罰則を設けました。
- ○飲酒運転にアルコール依存症が大きく関わっていることから、飲酒運転で検挙された場合に専門医療機関での受診等を義務付けるとともに、酒類提供飲食店等に利用者による飲酒運転を防ぐための取り組みを求めています。
- ○企業、飲食店等に飲酒運転撲滅宣言を勧奨し、登録します。
- ○改正で県民に飲酒運転に関する通報を義務付けました。

【取組状況】

○飲酒運転事故発生件数

条例制定前の平成22年は全国ワースト1位の337件

- →年々減少し、平成26年はワースト11位 (153件)
- ただし、平成27年は微増(156件)。
- ○飲酒運転撲滅宣言(平成28年6月末現在) 宣言企業26,303社、宣言の店7,109店
- ○飲酒運転の通報

条例改正後の平成27年4月から28年6月末までの累計で1,572件の通報 →検挙数143件。

福岡県薬物の濫用防止に関する条例

(平成26年12月25日公布)

【条例の概要】

- ○改正薬事法による規制に先立ち、本条例でいわゆる危険ドラッグを迅速に規制することにより、法を補強・補完します。
- ○県は危険ドラッグの疑いがある物品の早期発見に努め、県民を守るため緊急を要するときは特定危険薬物に指定し、規制します。また、他の都道府県が規制することとした薬物も特定危険薬物に指定し、広域的な連携の下、その流通等を阻止します。
- ○特定危険薬物は、その製造、加工、販売、授与、所持、広告、購入、 譲り受け、使用が禁止され、違反者には警告、中止命令を経て罰則が適 用されます。
- ○危険ドラッグ依存者の治療及び社会復帰を支援することとしました。

【取組状況】

- ○特定危険薬物の指定 28件 (平成28年7月末現在)
- ○危険ドラッグ販売業者数(店舗型、無店舗型合計) 19(平成26年3月末)→0(平成28年3月末)
- ○危険ドラッグによる事故(平成26年→平成27年)
 - 救急搬送39人、交通事故4件→救急搬送6人、交通事故0件
- ○平成27年10月、薬物依存回復プログラムによる支援開始

飲酒運転は、絶対しない!させない!許さない!

危険ドラッグ・薬物濫用は、ダメ。絶対!